

求人・募集

生活支援員(登録型)・たすけあい有償活動協力員・ガイドヘルパー合同事業説明会

日 7月29日(火)午後2時～4時 場 多摩ボランティア・市民活動支援センター活動室(ヴィータ) 対 市内在住者 定 30人(申し込み先着順) 備考 詳細は、多摩市社会福祉協議会 〓 https://tama-shakyo.jp 参照 申 問 7月17日(木)から、インターネット手続きで、多摩市社会福祉協議会 〓 https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSe-Fl3-TW5OUXb9lR2JqhVsb0Xzx_wTiDMYkQa38UPbGCDb7w/viewform ・ 〓 (373)5677へ

第26回永山フェスティバル模擬店出店者

日 9月20日(土)・21日(日)午前11時～午後8時30分 場 グリナード広場・うえるかむ広場(永山1-4) 対 飲食・物品の提供をする、2日間出店可能な団体(出店者説明会に要出席) 定 17店程度(応募者多数の場合は市内団体優先の抽選) 〓 20,000円(2日間1テナント分。説明会で集金) 〓 1011960

● 出店者説明会

日 8月8日(金)午後7時 場 消費生活センター講座室 申 問 7月5日(土)～20日(日)に、直接、公式ホームページまた

は永山公民館で配布の申込書に必要事項を記入し、永山公民館内永山フェスティバル実行委員会事務局 〓 (337)6661へ

令和7年度会計年度任用職員

職種など下表の通り 雇用期間 令和8年3月31日まで(ただし勤務成績が良好な場合は更新可) 備考 詳細は、公式ホームページに掲載または市役所3階人事課、聖蹟桜ヶ丘駅・多摩センター駅各出張所、永山公民館で配布の募集要項参照 〓 1005506 申 問 公式ホームページのインターネット手続きで、人事課 〓 (338)6804へ

▼専門スタッフ	
職種	募集人数
障害福祉相談員	2人程度
生活保護面接相談員	1人程度
▼補助スタッフ	
職種	募集人数
保健師	1人程度

令和7年度市民表彰候補者をご紹介ください

対 自己の危難を顧みず人命を救助した方、ボランティア活動(おおむね15年以上)により市民の模範と認められる方(市から委嘱の委員などは市の関係部署から推挙) 備考 表彰基準などあり。事前に要問い合わせ。表彰式は10月31日(金)予定 〓 1012207 申 問 7月31日(木)必着の、インターネット手続き・郵送または直接持参で、紹介したい方の住所・氏名・業績・

善行内容、紹介する方の住所・氏名・電話番号を記入の上、〒206-8666 市役所3階総務契約課 〓 (338)6800へ

市民参画

傍聴

〔共通事項〕 備考 会場先着順 申 当日直接会場へ

● TAMA女性センター市民運営委員会

日 7月23日(水)午後2時～3時30分 場 TAMA女性センター活動交流室 定 6人 内 男女平等参画の推進に向けた事業の立案・実施など 〓 1006307 問 TAMA女性センター 〓 (355)2110・ 〓 (339)0491

● 令和7年度第1回多摩市総合教育会議

日 7月28日(月)午前10時～正午 場 市役所特別会議室 定 6人 内 部活動の地域連携・地域移行など 〓 1017513 問 企画課 〓 (338)6813・ 〓 (337)7658

パブリックコメント募集

● 公共施設の使用料設定にあたっての基本方針(素案)

閲覧場所 市役所3階行政管理課、市役所第二庁舎1階行政資料室、中央図書館、多摩センター駅出張所、永山・関戸各公民館、市内各コミュニティセンター、市民活動・交流センター、総合体育館、温水プール(アクアブルー多摩)、武道館、公式ホー

ムページ 備考 意見募集期間中、本件に関する「市政への提言」などは、パブリックコメントとして取り扱い、原則として個別回答はしません。記入漏れ、電話・口頭での意見は、パブリックコメントとして取り扱いません。意見は住所・氏名などを除き公開する場合あり 〓 1017562 申 問 7月5日(土)～8月12日(火)必着の、公式ホームページのインターネット手続き・郵送・ファクシミリ・直接持参または各閲覧場所に設置の投函箱への投函で、「使用料設定の基本方針に関する意見」・住所・氏名・意見を記入し、〒206-8666行政管理課 〓 (338)6948・ 〓 (337)7658へ(ファクシミリの場合、送信後に要電話連絡)

その他

● アセットマネジメント計画策定に向けた市民フォーラム

老朽化している公共施設のミライに関して新たな計画を策定中です。その検討状況をお知らせします。

日 ① 7月28日(月)午後7時～9時 ② 8月3日(日)午前10時～正午 場 ① 関戸公民館第1・2学習室 ② 中央図書館活動室1 定 ① 50人 ② 40人(いずれも申し込み先着順) 内 アセットマネジメント計画の骨子案、使用料設定など 備考 詳細は、公式ホームページ参照 〓 1017585 申 問 7月25日(金)までに、公式ホームページのインターネット手続きで、行政管理課 〓 (338)6948へ

知っていますか？

総合オンブズマン制度のご案内

〓 1004948 問 オンブズマン事務局 〓 (338)6809・ 〓 (338)6805

多摩市のオンブズマン制度

市の業務や民間福祉事業者(協定締結事業者のみ)のサービスで受けた不利益について、オンブズマンが公正かつ中立な立場で調査・判断します。必要場合は市の機関などに対して、違法・不当な行為を是正するよう勧告したり、制度改善するように意見表明をしたりします。

市では、行政や法律の専門知識を持つ2人のオンブズマンが、公正中立な第三者の立場で活動しています。

総合オンブズマン制度があるのは、全国でも約30自治体のみ。そのうち1つが多摩市です。

苦情対象となる業務

市が行うすべての業務と、オンブズマンの調査に協力する旨の協定を締結している民間福祉事業者の提供するサービスが対象です。

申し立て対象となる苦情の内容

市の業務などにおいて、職員の説明不足など

により、損害や不利益を被るなど、自分自身が市などから直接受けた利害に関して申し立てができます。苦情の事実があった日から、原則として1年以内の事案です。

苦情の申し立て方法

窓口・電話・郵送・ファクシミリ・メールで相談を受け付けています。事務局が概要をお聞きし、オンブズマンとの面談日を決めます。面談後にオンブズマンが調査をするかどうかを判断します。

調査をする場合には、申立人に申立書を提出していただきます。

申し立てできない事項

・裁判などで確定したことに関する事項や裁判などで係争中の事項

・申し立てにより、苦情の処理が終了している事項

・法律などにより設置された不服申立機関が扱うこととされている事項

・「〇〇施設を建設してほしい」など、一般納税者としての苦情や要望(申立人自身に直接的な利害関係が発生していないもの)

・職員の勤務条件や処遇に関する事項

苦情申し立てから結果までの流れ

苦情申立人

①苦情申し立て

オンブズマン

②調査

③回答

④調査結果(必要な場合には、勧告・意見表明)

⑤対応結果(必要に応じ)

市の機関・民間福祉事業者(協定締結事業者のみ)

※年次報告書に要約を掲載